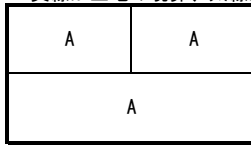


公共ます等設置の事例集

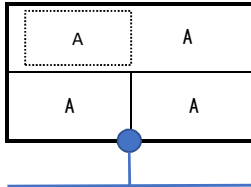
定義

- 1 宅地・・・土地および家屋所有者が同一人の 1 区画の土地をいいます。
 (規程第 4 条)
 ・実線が土地の境界、太線が 1 宅地



パターン

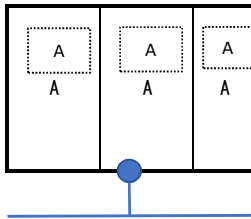
- ① 複数筆の土地があり所有者がすべて同一人である場合。



① 土地および家屋の所有者が同一人の場合

複数の土地があっても 1 宅地であり、公共ますの設置可能個数は、1 個となります。
 ※ただし、個人の負担により公共ますを設置することは可能です。

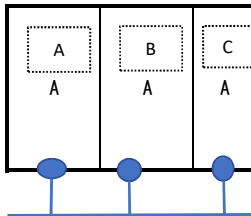
- ② 複数筆の土地に家屋が数戸あり、土地および家屋の所有者が同一である場合。



② 複数の土地に家屋が数戸ある場合

複数の土地に家屋が数戸あり、その土地および家屋所有者とも同一人である場合は、1 宅地とみなし公共ます設置可能個数は、1 個となります。

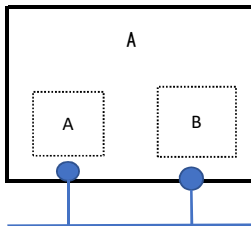
- ③ 複数筆の土地に家屋が数戸あり、土地所有は同一だが、家屋の所有者が別々である場合。



③ 複数の土地に家屋が数戸あり、土地所有者は同一だが、家屋所有者が別々である場合

複数の土地所有者がすべて同一であっても、家屋の所有者が異なる場合は、各戸それぞれを 1 宅地とみなし各戸それぞれに公共ますを設置することができます。

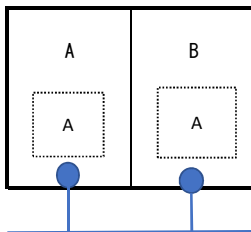
- ④ 一つの土地に所有者の異なる複数の家屋がある場合



④ 一つの土地に所有者の異なる複数の家屋がある場合

一つの土地であっても、家屋の所有者が異なるため、それぞれの家屋を 1 宅地とみなし、それぞれの家屋に公共ますを設置することができます。

- ⑤ 所有者の異なる複数の土地に同一所有者の家屋が複数ある場合



⑤ 所有者の異なる複数の土地に同一所有者の家屋が複数ある場合

家屋所有者が同一人であっても、土地所有者が異なる場合、それぞれの土地を一敷地とみなし、それぞれの家屋に公共ますを設置することができます。